

地籍調査の流れ

地籍調査に要する時間は、一調査地区あたりおおむね5年ほどかかります。(ただし、調査面積その他の状況によって1年程度短縮される場合があります)

1年目

登記簿や公図などの資料により、調査実施地区における一筆ごとの土地の事前調査を行います。

2年目

土地所有者の立会いのもと、現地で土地の境界、所有者、地番、地目の調査を実施します。また、確認した境界に基づき、一筆ごとの測量を行います。



※所有者は必ず立会ってください。

立会わないと「筆界未定」という処理がなされ、後日トラブルが起こることがあります。

3年目

現地調査と測量の結果をまとめ、地籍簿と地籍図を作成します。



4年目

地籍調査の成果を閲覧して、土地所有者に確認していただきます。



5年目

地籍調査の成果は県の認証及び国の承認を受け、登記所へ送付された後、登記簿の修正や地図の更新が行われます。

筆界未定とは

現地調査に立会わなかったり、隣接土地所有者との話し合いがつかず境界が決定しなかった場合、『筆界未定』として処理され、調査と測量を除外します。その後、筆界未定になった土地の境界を確定しようとした場合、自分たちの費用で測量士に依頼し登記をすることになり、高額な費用と大変な手間がかかることになります。

筆界未定となった土地では、地目の変更や分割の手続きができなくなり、土地取引や抵当権の設定が大変困難になるなど、さまざまな不便が生じます。境界の確認は隣接土地所有者としっかり話し合い、必ず決めていただくことをおすすめします。

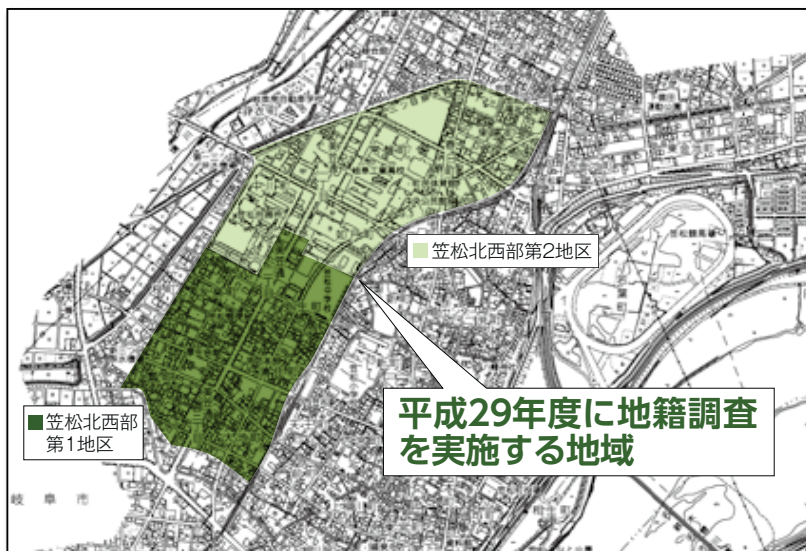
平成29年度に地籍調査を実施する地域

清住町、弥生町、大池町、美笠通2、美笠通3、瓢町、友楽町(笠松北西部第1地区)

昨年、説明会と、現地立会にご出席いただきました。本年度は町にて地籍簿と地籍図の作成を行います。なお、来年度にその成果をご確認いただきます。

春日町、東陽町、常盤町、如月町、美笠通1、中川町(笠松北西部第2地区)

本年度は土地所有者の方への説明会を9月下旬に行います。また、現地立会は10月下旬から11月下旬を予定しております。なお、詳細が決まり次第ご案内させていただきます。



【問 合 先】建設課

☎388-1117